

札幌市公用車の次世代自動車導入指針

平成 10 年 9 月 8 日札幌活第 418 号通知

1 目的

市自らが率先して行う環境保全に資する取組の一環として、導入する自動車の次世代自動車化を図る。

2 対象

札幌市が導入する全ての自動車（購入、リースその他の手段により札幌市が保有しようとするものであって、レンタル車等の一時的に使用するものを除く。）とする。

3 基本方針

公用車を導入する場合は以下の自動車とすること。

- (1) 低公害な自動車（NO_x、CO₂、PM の排出量が少ない自動車）
- (2) 排気量の小さい自動車
- (3) 燃費性能の優れた自動車

4 公用車の導入基準

公用車の導入基準は、その車種に応じて以下に掲げるものとする。

(1) 乗用車の導入基準

ア 電動車等とすること

イ 業務の性質により必要とする仕様に適合する自動車の中に電動車等が無い場合は、電動車等以外の次世代自動車とすること

ウ 業務の性質により必要とする仕様に適合する自動車の中に次世代自動車が無い場合は、特に排出ガスが少なく、かつ燃費性能に優れた自動車とすること

エ 業務の性質により必要とする仕様に適合する自動車の中に(1)ウの自動車が無い場合は、3の基本方針を踏まえ、環境性能の優れたものとする

(2) 乗用車以外の自動車（特殊自動車を除く。）の導入基準

ア 次世代自動車とすること

イ 業務の性質により必要とする仕様に適合する自動車の中に次世代自動車が無い場合は、特に排出ガスが少なく、かつ燃費性能に優れた自動車とすること

ウ 業務の性質により必要とする仕様に適合する自動車の中に(2)イの自動車が無い場合は、3の基本方針を踏まえ、環境性能の優れたものとする

(3) 特殊自動車の導入基準

ア 次世代自動車とすること

イ 業務の性質により必要とする仕様に適合する自動車の中に次世代自動車が無い場合は、3の基本方針を踏まえ、環境性能の優れたものとする

5 導入時の事前協議

各部局は、公用車の導入に当たり、次世代自動車等の導入について環境都市推進部と事前に協議し、導入可能な車種を検討すること。

6 情報提供

環境都市推進部は、次世代自動車に関する情報を必要に応じ各部局へ提供し、各部局の次世代自動車に対する理解を深め、円滑な導入が図れるよう努めること。

7 その他

この指針は令和4年4月1日から適用する。

改定

平成13年10月10日

平成16年3月31日（機構改革等による変更）

平成20年9月16日（導入基準等の変更）

平成22年3月24日（低公害車に該当する自動車の追加）

平成23年9月5日（低公害車から次世代自動車への文言整理及び該当する自動車の変更）

平成25年4月4日（導入基準等の変更）

平成30年3月13日（導入基準等の変更）

令和3年4月1日（導入基準等の変更）

令和4年4月1日（目的、基本方針、及び導入基準の変更、その他文言整理）

札幌市公用車の次世代自動車導入指針に関する要領

令和4年4月1日

1 趣旨

この要領は、本市の公用車の次世代自動車化の推進の実施に関し、必要な事項について定める。

2 車種の定義

(1) 次世代自動車

ア 電動車等

(ア) 電気自動車

(イ) ハイブリッド自動車

(ウ) プラグインハイブリッド自動車

(エ) 燃料電池自動車

(オ) 水素自動車

イ 天然ガス自動車

ウ クリーンディーゼル自動車（平成21年排出ガス基準適合、かつ平成27年度燃費基準を達成している自動車）

(2) 特に排出ガスが少なく、かつ燃費性能に優れた自動車

別表の左欄に掲げる車種ごとに、同表中欄の燃費基準及び右欄の排出ガス基準を満たすもの

(3) 特殊自動車

道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第2条の大型特殊自動車及び小型特殊自動車

3 事前協議

（車両担当課の設置）

(1) 各局において、公用車への次世代自動車導入に関する事前協議を担当する課（以下、「局車両担当課」という。）を定める。局車両担当課は、局内の公用車の導入・保有状況等を把握する。

（局別公用車導入予定調書の作成）

(2) 局車両担当課は、予算作成時期において、次年度の公用車の導入予定車両（購入又はリース）について、各導入課にて作成した課別公用車導入予定調書（様式2）を取りまとめて局別公用車導入予定調書（様式1）を作成し、各課別公用車導入予定調書を添付して、環境政策課に提出する。

予算作成時期以外に事前協議を行う場合は、各導入課は、作成した課別公用車導入予定調書（様式2）を、直接、環境政策課に提出する。

（環境都市推進部検討結果の送付）

(3) 環境政策課は、次世代自動車普及計画の目標達成に向けて、次世代自動車の開発状況、車種、燃料供給施設の状況等を踏まえ、課別公用車導入予定調書についての次世代自動車導入が可能か検討し、再協議が必要ない場合は、課別公用車導入予定調書（様式2）にその旨を記載し、局車両担当課へ送付する。

（再協議用調書の提出及び再協議結果の送付）

(4) 再協議が必要な場合は、環境政策課と協議後、その協議結果により課別公用車導入予定調書（様式2）を提出する。

環境政策課は、提出を受けた協議調書の内容について上記(3)のとおり検討し、そ

の結果を局車両担当課へ送付する。

(協議内容の変更に係る再協議)

(5) 各導入課は、上記(4)までの協議を行った後に、車種、環境性能その他の公用車の導入基準に係る変更があったときは、再協議を行うものとする。

4 経過措置

この要領の適用前に行った事前協議（再協議を含む。）に係る車種の定義の適用については、なお従前の例による。

5 その他

この要領は令和4年4月1日から適用する。

別表

車種		燃費に係る基準	排出ガスに係る基準
乗用車（乗車定員 9 人若しくは 10 人以下かつ車両総重量 3.5t 以下の乗用自動車であって、普通自動車、小型自動車及び軽自動車）		令和 2 年度燃費基準 20%超過レベルを達成していること	ガソリンを燃料とする場合は、平成 17 年排出ガス基準 75%低減レベル以上を達成していること
小型バス（乗車定員 11 人以上かつ車両総重量 3.5t 以下の乗用自動車）		平成 27 年度燃費基準を達成していること	ガソリンを燃料とする場合は、平成 17 年排出ガス基準 75%低減レベル以上を達成していること
小型貨物車 （車両総重量 3.5t 以下の 貨物自動車）	軽貨物車（軽自動車）	平成 27 年度燃費基準 5%超過レベルを達成していること	ガソリン又は LP ガスを燃料とする場合は、平成 17 年排出ガス基準 75%低減レベル以上を達成していること
	軽量貨物車（1.7t 以下）	平成 27 年度燃費基準 15%超過レベルを達成していること	
	中量貨物車（1.7t 超）	平成 27 年度燃費基準 5%超過レベルを達成していること	
バス等（乗車定員 10 人以上かつ車両総重量 3.5t 超の乗用自動車）		平成 27 年度燃費基準 5%超過レベルを達成していること	-
トラック等（車両総重量 3.5t 超の貨物自動車（けん引自動車を除く。））			
トラクタ（車両総重量 3.5t 超の貨物自動車（けん引自動車に限る。））			

備考) 燃費及び排出ガスの測定モードについては、車両総重量 3.5t 以下の自動車にあつては JC08 モード（JC08 モードが算定されていない自動車にあつては WLTC モード）、車両総重量 3.5t 超の自動車にあつては重量車モードであること。